

東京女子体育大学・東京女子体育短期大学 外部評価委員会規程

(設置)

第1条 東京女子体育大学・東京女子体育短期大学(以下「本学」という。)は、自己点検・評価の結果の妥当性と客観性を高めるため、外部評価を実施する機関として外部評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、本学が実施する自己点検・評価の結果について、検証及び評価を行う。
2 委員会は、前項の評価の結果を本学の評価委員会に報告する。なお、評価委員会はこれを理事会、教授会、教育の質保証委員会等に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、5名以上7名以内の委員をもって組織する。
2 委員は、高等教育及び自己点検・評価に関し高度な知見があり、本学の設置目的について理解のある学外の学識経験者等の中から評価委員会が選考し、理事長が委嘱する。
3 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を陪席させることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として2期までとする。

(委員長)

第5条 委員会には、委員長を置く。
2 委員長は、委員のうちから理事長が指名する。
3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
4 委員長の任期は2年とする。ただし、委員長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
5 委員長は、再任されることができる。

(守秘義務)

第6条 委員会の委員は、この規程に基づく評価を行う際に知り得た事項のうち、秘すべきとされた事項は、他に漏らしてはならない。

(規程の改廃及び変更)

第7条 この規程の改廃及び変更は、理事会が決定する。

(所管)

第8条 委員会の庶務及び会議の記録は、総務課・企画調査室が行う。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。